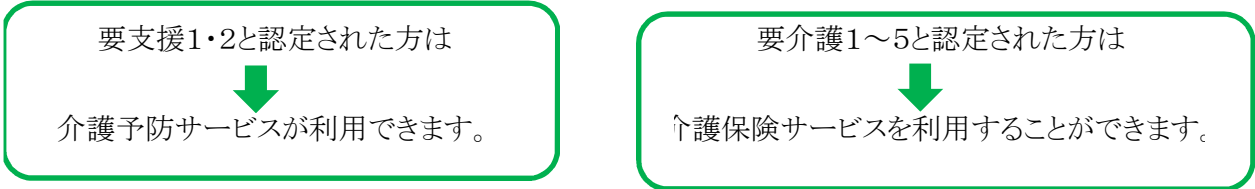


# 介護保険 ④



## ◆ サービス利用

要介護・要支援の認定を受けると介護保険のサービスを利用することができます。

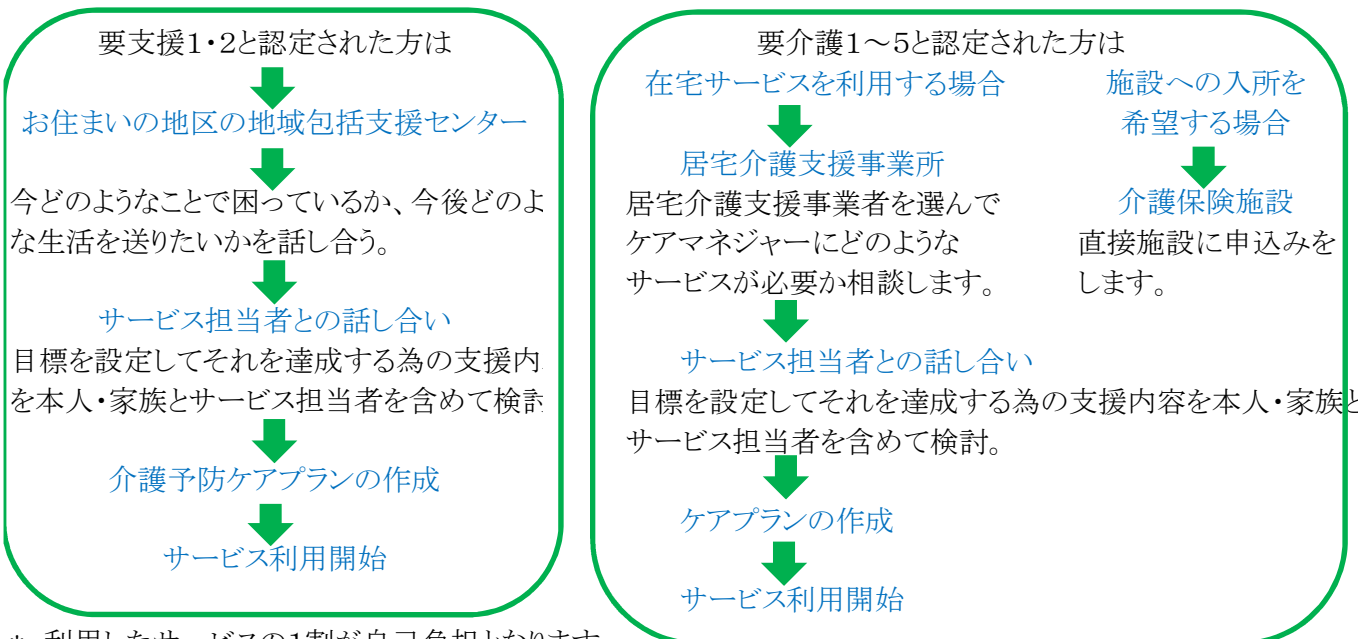


### 【 要介護区分について 】

(状態は各区分における主な内容を示したのもので、実際の状態と一致するものではありません。)

要介護度	心身の状態の例	利用限度額(在宅)
非該当	自立。介護保険のサービス対象外	—
要支援1	日常生活上の基本動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活の介助や現在の状況の防止により要介護状態とならないように何らかの支援が必要。	4970単位/月
要支援2	要支援1の状態より基本的な日常生活を行う能力がわずかに低下し何らかの支援が必要	10400単位/月
要介護1	立ち上がりや歩行など日常生活の基本動作に一部介助が必要で、認知症や心身の状態が不安定な状態	16580単位/月
要介護2	食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに一部または多くの介助が必要。	19480単位/月
要介護3	食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに多くの介助が必要。	26750単位/月
要介護4	食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに全面的な介助が必要。認識力や理解力などに衰えがみえ、問題行動もある。	30600単位/月
要介護5	日常生活全般において全面的な介助が必要。認識力や理解力などに衰えがみえ、問題行動もある。	35830単位/月

### 【 サービスの利用は誰に相談するの 】



\* 利用したサービスの1割が自己負担となります。